

小倉魚町大型ビジョン

広告放送規約

2023年4月1日発行

 株式会社DANZEN

## 第1条 【目的】

本規約は、株式会社DANZEN(以下「当社」という。)が運営・管理を行う、福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目4-6壁面に設置されている大型ビジョン(以下「本ビジョン」という。)のデジタルサイネージにて放送する広告物の取扱いについて必要な事項を定めるものである。

## 第2条 【定義】

本規約において使用する用語の定義は次のとおりである。

1. 「広告主」とは、放送希望者のうち、当社が使用の許可をした者をいう。
2. 「広告物」とは広告主が入稿したコンテンツデータのことをいう。
3. 「当社制作広告物」とは弊社が制作したコンテンツデータのことをいう。

## 第3条 【本ビジョンの概要】

本ビジョンの概要は以下の通りである。

場所	〒802-0006 福岡県北九州市小倉北区魚町2丁目4-6
スクリーンサイズ	縦5,120mm×横2,880mm
画面比率	16:9 / 縦型仕様
ピッチ	3.8
輝度	5000cd/m <sup>2</sup>
視野角	140/80
解像度	1344×756pixel
スピーカー	2基

## 第4条 【放送概要】

本ビジョンの放送概要は以下の通りである。

放送時間	午前の部 9:00～17:00 午後の部 17:00～24:00
放送物	1枠15秒 ※複数枠のお申込みで時間延長可
音量	屋外広告条例に基づき調整
広告物提出期限	受理された放送日の7営業日前
広告物変更方法	放送を予定する日より14営業日前に申請

## 第5条 【広告お申込み】

1. 本ビジョンへ放送申込は、本規約に同意の上で行われるものであり、別途定める申込書を当社に提出するものとする。
2. 当社は、広告主の信用性を確認するため、お申込み時点における広告主の実績、運営体制について審査を行う。その際、当社は必要に応じて、広告主に対し、会社案内や法人登記情報、営業等許可などに関する書類などの提出を求めることができる。
3. 前項に定めた審査に関わらず、下記の項目に該当する場合は、本ビジョンでの放送は認められない。
  - a. 性風俗関連など、公序良俗に反するもの。
  - b. マルチ商法・靈感商法に関わるもの。
  - c. 反社会的勢力に関わるもの。
  - d. その他、当社が不相当と認めるもの。
4. 当社は、お申込みについての審査結果を、メールまたは電話で通知する。なお審査結果は審査時点のものであり、その後、申込者に著しい信用状況の変動や、申込内容の変更等があった場合は放送できない場合がある。また当社の審査により、申込が承認されない結果となった場合であっても、審査内容及び審査の理由は開示しない。
5. 当社は、法令に定められた場合を除き、提供された個人情報及び法人情報を含む書面について、いかなる場合にも返却及び削除しない。

## 第6条 【広告物】

1. 本ビジョンで放送する広告物は、以下の入稿仕様に沿ったものをデータ入稿しなければならない。また、その入稿方法は、当社の指示に従い行うものとする。

動画データ形式	MP4またはMOV
静止画データ形式	JPEG
サイズ	1920×1080 (16:9) *縦画面
フレームレート	30P
ビットレート	20M以上
音声	ラウドネス運用規定に準ずる

2. 放送する広告物には、正式な広告主名を表記し、所在地及び電話番号、URLを表記する場合も正式なものとする。ただし、表現上の理由により省略する場合、商標又は商品名など一般的に認知されている通称がある場合は、当社の許可があれば可能とする。
3. 広告内容は正確で分かりやすいことを原則とし、クレジット、注意文字、マナー文字及び啓発文言の表記は、大きさ、色彩等に注意し、見やすい場所に明瞭に表記しなければならない。

4. 誤認を与えるものや公衆に不快の念を与える表現、また前項にそぐわない内容がある場合は、当社の指示に従って修正を行わなければならない。
5. 広告物の音量は、当社の放送基準により修正する場合があります、広告主は指定できない。
6. 次に掲げる映像は放映できないものとする。
  - a. 過度のフラッシュ又は閃光映像等、視覚機能に影響を及ぼす映像。
  - b. 恐怖を与える等人の精神状態に激しく影響を与える映像もしくは映像展開
  - c. 各種法に触れる恐れのあるもの。
  - d. 法令等により禁止されているもの。
  - e. 著しく事実を反する内容のもの。
  - f. 虚偽の情報や誤認を与えるもの。
  - g. 公衆に不快の念を与える表現があるもの。
  - h. その他、当社が不相当と認めるもの。
7. 広告主は、本条 1 項および前項を基準にした当社の審査に通過しなければならない。
8. 当社は、広告物についての審査結果をメールまたは電話で通知する。修正があった場合、広告主は当社指示した内容を、定めた期限までに修正を行い再提出しなければならない。なお、期限を過ぎた場合による損害は、当社は一切の責を負わないものとする。
9. 放送が終了した広告物は、当社の規定に基づきデータを削除する。

#### 第 7 条 【広告物の単位】

広告物は 1 枠 15 秒とし、放送できる上限に達した場合は原則、新規の広告申込は受付しない。

#### 第 8 条 【当社制作広告物】

1. 当社が制作する広告物は、別途定める受注書に従い制作する。
2. 当社が広告物を制作する場合、その内容は 5 条 3 項および 6 条を原則とする。
3. 広告主は、前項の内容に準じる当社の指示に従って制作を依頼しなければならない。
4. 広告物の制作は、広告主の確認をもって進めるが、その返答が行われない場合に生じた損害は、全て広告主が負担するものとする。
5. 広告物の著作権は、別途定める事由がない限り、当社に帰属する。広告主は当社の許可がない限り、他媒体などに利用、公開してはならない。

#### 第 9 条 【お支払い】

1. 当社は、放映前に広告主へ対し、申込書に応じた放料金を請求する。広告主は発行された請求書の定めに応じて、請求額の全額を期日までに支払うものとする。
2. 振り込み及び払い戻しの手数料は広告主の負担とする。
3. 広告主が支払期日までに料金を支払わない場合、放送前の場合は当社は申込を破棄し、途中の場合は、その放送を直ちに停止する。また広告主は、(申込された放送期間の未払月数 + 1 ヶ月) × 15 万円 + 消費税の計算により算出された違約金を支払わなければならない。

## 第10条 【放送料金】

1. 本ビジョンの放送料金は以下の通りである。

スポット放送	1枠15秒 1日5,750円
年間契約放送	1枠15秒 840,000円(月換算70,000円)
放送方法	午前・午後の部でループ放送(1部1枠)
放送回数制限	なし

2. 年間契約の中途解約はできないものとする。

3. 年間契約の有効期間は、申込書に記載日から1年間とする。解約する場合は、期間満了の1カ月前までに当社に対し、その旨を通知するものとし、通知がない場合は延長する。

4. 放送の開始が月途中になった場合でも、料金に変更はない。

5. 申込受付後、広告主より申込の取り消し及びそれに準ずる変更があった場合、下記に基づいてキャンセル料が発生する。

放送開始20日前まで	無料
放送開始10日前まで	契約料金の50%
放送開始当日まで	契約金額の100%

## 第11条 【広告物の放送期間】

1. 広告物の放送開始日および期間は、5条1項に記載の申込書に準ずる。

2. 広告物の放送順は、当社基準で設定され、広告主は指定できない。

3. 広告物の放送は、第4条の条件でおこなわれ、回数上限の設定はない。

4. 広告物に変更がある場合は、原則、放送開始する予定日の14営業日前までに申請するものとし、放映する広告物を7営業日前までに提出しなければならない。

5. 放送物のデータ入稿期日に間に合わなかったとしても、当社は放映開始変更を行わなわない。また、その場合でも、広告主は申込書に準じた料金を支払わなければならない。

6. 本ビジョンの放送の下限設定はないが、万が一、申込書に準じる期間に一度も放送されなかった場合、別日もしくは別月に振り替えて放送する。なお、その際の調整は当社が行う。

7. 災害、感染症、その他緊急事態等の事由により放送期間に影響が出る場合、必要に応じて広告主と当社で協議し、放送期間の変更を決定する。

8. 前項、その他事由により当社の対応に遅延が発生する可能性がある場合は、当社は速やかに広告主に通知を行う。

## 第12条 【編成】

本ビジョンの編成は、申込かつデータ入稿が済んだ「広告」「協力枠」「番組枠」をランダムに配置する。1クールは上記すべてのデータを編成した長さとし、1クールを繰り返し放映する。

## 第13条 【メンテナンス】

本ビジョンは年間340日以上での放送を行う。ただし、本ビジョン運営に必要なメンテナンス等の作業に伴う放映中止に関しては、返金・減額等の措置は受け付けないものとする。

## 第14条 【掲出権の譲渡・転貸の禁止】

広告主は、本ビジョンを掲出する権利について、第三者への譲渡や、当該権利に対する質権等の担保の設定など、一切の処分行為をすることはできない。

## 第15条 【当社による放送の中止】

1. 当社は、広告物の放送ができない事情が生じた場合、残存使用期間の広告代金相当分を、1か月を30日とする日割り計算にて算出し、広告主に返金した上で放送を中止できるものとする。
2. 前項の場合、当社は速やかに広告主にその旨を通知する。

## 第16条 【広告主の責めに帰すべき事由による解除】

1. 広告主が次の各号のいずれかに該当した場合、当社は何ら催告することなく直ちに当該広告主との契約を解除し、放送を中止することができる。
  - a. 本規約に違反した場合。
  - b. 破産手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始の申立て、または清算を行った場合。
  - c. 強制執行、競売の申し立て、保全処分、滞納処分等を受けた場合。
  - d. 業務について主務官庁から取消処分、又は解散の決議を為した場合。
  - e. 暴力団関係者またはその他反社会的暴力活動を行う団体と関係があった場合。
  - f. 著しく当社の信用を失墜する事実があった場合。
  - g. その他当社が定める諸規程に違反した場合。
2. 前項により、当社が契約を解除した場合においても、当社は、既に支払われた放送料金の返金を行わないものとする。
3. 前項は、損害賠償の予定額を定めるものではない。

## 第17条 【その他の事由による放送の中止】

第15条および前条に定めのない事由により放送そのものができなくなった場合、その期間の請求は行わず、再開後の請求とする。また、放送の残日数についても再開後に持ち越しとする。

## 第18条 【広告主の責務】

1. 広告主は、コンテンツが知的財産基本法第2条第2項に定める第三者の知的財産権及び肖像権、その他の権利を侵害しないことを保証すること。
2. 広告主が前項1に違反した場合、広告主はその紛争を自己の責任をもって解決する。また、当社が第三者から異議又は苦情の申出、訴訟の提起等に対応することを余儀なくされた場合、その処理及び解決に協力しなければならない。

## 第19条 【損害及び免責】

1. 当社は、故意または重大な過失がない場合には、広告主が受けた損害に対して、その責めを負わないものとする。
2. 前条の1に違反し第三者の知的財産権を侵害した場合、その他本ビジョンの放送に起因して第三者に損害が発生した場合、当社は一切の責任を負わず、広告主が全ての責任を負うものとする。
3. 前項の場合において、当社が紛争の処理・解決のために費用が発生した場合、その一切の費用(調査費用、弁護士費用等)を広告主は賠償しなければならない。
4. 広告主は、本規約又は当社との協議事項に違反した結果、本ビジョン及び当社に損害が生じたその一切の損害を賠償しなければならない。
5. 広告主の放送期間中に本ビジョンを活用したイベント等が開催された場合、その時間帯は広告が放映されない可能性があるが、申込を受けた放送期間内に一度も放送されない場合を除き、当社は何ら補填しない。
6. 本ビジョンの本体、または付随する機材及び設置場所の設備等の故障等により、広告物の放送が達成されない場合であっても、当社は返金以上の損失補償は行わない。

## 第20条 【反社会的勢力の排除】

1. 広告主は、反社会的勢力に該当しないこと、および次の各号に該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを誓約する。
  - a. 反社会的勢力が経営を支配していると認められる関係を有すること。
  - b. 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - c. 自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
  - d. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
  - e. 役員または経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
  - e. その他前各号に準じる行為。
2. 広告主は、前項に該当する場合、次の各号について誓約する。
  - a. 当社が、本契約を何らの催告なしに直ちに解除しても広告主は異議を唱えない。
  - b. 前項により契約を解除された場合、当社に対して一切の損害賠償請求を行わない。
  - c. 当社より、支払の停止、損害賠償の告示があった場合は速やかに支払う。

## 第21条 【管轄裁判所】

当社及び広告主は、本規約に関する紛争については、福岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

## 第22条 【協議】

本規約に定める事項について疑義が生じた場合又は本規約に定めのない事項については、当社及び広告主又は放送希望者による協議の上、定めるものとする。

## 第23条 広告放送規約の変更

本規約は当社の判断により広告主に予告なく変更することができる。

発行:2023年4月1日  
改定:2023年8月28日  
株式会社DANZEN